

学校法人 北辰学堂 公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北辰学堂（以下「本法人」という。）が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）その他関係法令に基づき、法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、本法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。

(公益通報の定義)

第2条 この規程における公益通報の定義は、本法人の業務について、法令違反が生じ又は生じようとしている事実を不正の目的ではなく、本法人内部や行政機関等に通報することをいう。

(担当窓口)

第3条 通報及び相談を受け付ける窓口を本学園総務課に置く。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報者は、氏名及び連絡先を明示したうえで、電子メール、書面及び窓口における面談により通報を行うことができる。

(禁止事項)

第5条 公益通報者は、不正に利益を得る目的や本法人又は第三者に損害を加える等その他誹謗中傷等の不正な目的をもって通報を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第6条 受付窓口は、公益通報者から法令違反行為についての通報があった場合、すみやかに通報内容の事実について理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、通報内容の事実調査のため、本学園の職員からなる調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

3 調査対象部署及び関連部署の職員は、前項に規定する調査に際して協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

4 調査委員会は、調査結果について速やかに理事長に報告しなければならない。

(意見聴取)

第7条 調査委員会は、通報の内容が高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第8条 調査委員会は、職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。
- (2) 調査に当たっては、公平公正の理念に基づき、事実に基づいた調査報告をしなければならない。
- (3) 職務上知り得た事実を正当な理由なく漏洩してはならない。

(是正措置)

第9条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、すみやかに案件の是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(公益通報者の保護)

第10条 公益通報者に対して、公益通報者保護法その他関係法令を遵守し、公益通報をしたことを理由に本人が不利益を被る取扱いを行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、公益通報者が不当な目的をもって通報等を行った場合はこの限りではない。

(通知)

第11条 公益通報者に対して、通報等の受理、通報対象事実の有無、違反行為が確認された場合の是正措置及び違反行為者の処分等についてすみやかに通知しなければならない。

(事後確認)

第12条 調査委員会は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 違反行為の再発の恐れがないこと。
- (2) 是正措置が統制機能及び牽制機能を果たしていること。
- (3) 公益通報者に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないこと。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。